

所 属	健康福祉部 高齢福祉課		
担当(係)名	介護事業者担当	内線	2600

介護職員の処遇改善支援

< 介護職員処遇改善等臨時特例基金事業 >

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
2,572,277	一般財源 2,572,271	扶助費 2,545,800(事業者助成)
【6月補正後1,369,200】	諸収入 6	委託料 11,589(事務委託)
(前年度 0)		

2 背景・現状

介護従事者の離職率が高く、事業者の人材確保が困難という実態を踏まえ、国の「経済危機対策」に基づき、各都道府県に介護職員の処遇改善等を円滑に進めるための基金が設置された。

3 事業目的

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金交付を行うことにより、他の業種との賃金格差を縮め、介護分野における雇用の創出・人材育成等を推進する。

4 事業概要

介護事業者の申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を交付する。

対象期間 平成21年10月～平成24年3月(2年6か月)

交付対象 次の要件を満たす事業者

(ただし、介護職員の配置がないサービスは助成対象としない。)

処遇改善計画を作成し、職員に周知のうえ県に提出すること。

各事業所における交付見込額を上回る賃金改善を行うこと。

22年度中に、キャリアパス(職種や役職に必要な能力・資格等を定め、それに応じた給与水準を示すこと)に関する要件等が追加される。

交付額 介護報酬総額×交付率(サービスごとに定める率)

介護職員(常勤換算)1人当たり月額約1.5万円の賃金引上げを想定

(款)3 民生費	(項)1 社会福祉費	(目)(7)老人福祉費
(明細書事業名)	介護事業者指導費	
介護職員処遇改善等臨時特例基金交付金助成費ほか		